

第10回静岡県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

日時 令和4年2月24日（水）14：00～16：00

場所 静岡年金事務所2階 会議室（各委員はWeb会議サービスを利用）

出席者 委員 8名

日本年金機構 5名

議事次第

1. 開会の挨拶

（日本年金機構 静岡年金事務所 須川所長）

ただいまご紹介いただきました日本年金機構静岡年金事務所の須川でございます。県内9年金事務所の代表として挨拶をさせていただきます。

本日は、お忙しい中、静岡県地域年金事業運営調整会議にご出席いただき、ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より公的年金制度への深いご理解を賜り、また、年金事業の円滑な推進にお力添えをいただき、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

3月6日まで、まん延防止等重点措置が実施されています。今年度の開催にあたりましては、皆様のご理解のもとオンラインによる開催とさせていただきました。初めてのオンライン開催で、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

さて、静岡県内で年金を受けていただいている方は約136万人、静岡県人口の38％です。また、支給額は1兆5千万円で、静岡県の一般会計と匹敵する金額となっており、年金は社会インフラの重要な役割を果たしています。

また、厚生年金保険の被保険者数は98万7千人、国民年金の1号被保険者は約36万人です。

国民年金の納付率は、現年度76.9％、最終納付率は81.8％となっており、昨年同月と比べて現年度2％、最終納付率で1％プラスとなっています。

今年度は全国平均と比べると伸び悩んでおり、特に、20代の納付率が低迷しております。

高齢や障害で働けなくなったときや家族を残して亡くなったときのリスクに備えていただくために、年金制度を正しく理解していただき、納付や免除などの手続きを

忘れずに行っていただくことが大きな課題となっています。

公的年金制度は、「世代と世代の支え合い」と言われるように、広く世代・年齢、地域・職域を越えた社会連帯の下に成立しており、これはいかなる制度設計の下でも普遍的なものです。

公的年金制度の運営にあたる日本年金機構にとって、地域、教育、企業の中での年金制度の周知、理解、支援のネットワークの再生・再構築が喫緊の課題であり、年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、平成24年度からそれぞれの地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」（地域年金展開事業）を実施しております。

そのため、各都道府県に有識者や関係機関・団体の民間委員から構成される「地域年金事業運営調整会議」を設置し、地域に密着した公的年金制度の周知方法や納付率向上策等について委員の皆様からご意見をいただき、事業推進に繋げております。

この後、令和3年度の事業実績や令和4年度の事業計画の説明をさせていただきますので、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

簡単ではありますが、会議に先立ちまして開会の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

（日本年金機構 中部地域第二部 藤井部長）

皆様お疲れ様でございます。

ただいまご紹介いただきました 日本年金機構 中部地域第二部長の藤井でございます。

本日はご多忙の中、静岡県地域年金事業運営調整会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より公的年金制度への深いご理解のもと、私どもの円滑な事業推進にお力添えを賜り、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、静岡県の地域年金展開事業の詳細な実績等については、この後、担当よりご報告いたしますが、私の方からは、当機構の基幹業務の取組み状況及び全国の地域年金展開事業の取組概要等について少しご説明をさせていただきます。

当機構の今年度の取組みについて少し申し上げますと、令和3年度の組織目標である「コロナ禍を踏まえた社会の安定・安心への貢献」を果たすべく、まず、国民年金の分野につきましては、昨年度に引き続き、新型コロナの影響により保険料の納付が困難となった場合の免除等の臨時特例措置を適切に運用し、約18万人について承認するなど、被保険者の支援に努めてまいりました。

国民年金保険料の最終納付率につきましても8年連続で上昇し、80%を展望で

きる水準にまで向上してきております。

次に、厚生年金保険の適用・徴収分野につきましても、新型コロナの影響により事業収入が減少した事業所への既存の保険料納付猶予の案内や、休業により報酬が著しく下がった方の標準報酬月額の上月からの改定といった特例制度の運用を引き続き迅速に行い、事業主や被保険者の支援に努めてまいりました。

また、250万を超える適用事業所数の8割を占める、被保険者10人未満の事業所に対し、調査によるご負担を軽減するため、簡易的手法による調査を開始しております。

これは、小規模事業所に対する効率的な調査手法を確立しようとするものでありますが、お客様の反応なども見極めながら、定着に向け適切に対応を進めてまいります。

この他、無年金者・低年金者の発生防止にも取り組んでおり、具体的には、24月未納が続いている50歳台の国民年金被保険者で、かつ受給要件を満たすまであと5年以内の方に対して、一人でも多く無年金となることを防止したいとの思いから、重点的に納付勧奨、個別アプローチを行っております。

加えて、年金の未請求者対策としまして、従来、69歳で勧奨を行ってまいりましたが、それに加えまして、70歳以上の方で、未請求の方々に個別に請求勧奨を行う事業を開始しており大変ご評価をいただいております。引き続きこの取組を進めることとしております。

続きまして、制度改正の対応としましては、令和4年4月には、老齢年金の繰下げ受給の上限年齢の75歳への引き上げ、在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入、年金手帳の廃止が施行予定であり、令和4年10月には、企業規模100人超の企業に対する短時間労働者の適用拡大も施行される予定でありますので、現在これらの制度改正に向け、マニュアルの見直しやシステム改修等の対応を順次進めているところです。

なお、老齢年金の繰下げ受給の上限年齢の引き上げを踏まえまして、66歳以降の未請求者に対しては、毎年誕生月の前月に、繰下げ見込み額等を記載したお知らせ文書を送付する方針であります。

これまで、申し上げました当機構の取組みは、国民生活に直接関わる重要な事項であり、これを国民の皆様に広く周知し、理解していただくためには、関係機関の皆様のお力が必要不可欠と考えておりますので、格段のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

続いて、地域年金展開事業の取組概要でございますが、年金制度の安定的かつ恒常的な発展のために、地域の皆様に知識や情報を適時的確にお伝えするとともに、特に将来制度を担う若年者層の方々に正しい知識をご提供することは、私ども日本年金機

構として重要な取組であると考えております。

このため、教育機関のご協力のもと、若年者層向けには、年金セミナーの実施による制度周知の取組を展開しているところでございます。

令和2年度においては、全国ベースで2, 125回開催し、約14万人の学生・生徒に受講いただいております。新型コロナウイルス感染症の影響下においても、教育機関における感染防止対策の徹底による対面開催に加え、新たに一部の年金事務所におけるWeb会議サービスを利用した非対面型による実施やDVDによる動画の提供なども取り入れ、可能な限りの開催に努め、若年者層向けの制度周知に取り組みました。

今後も、Web会議サービスによる非対面型の実施対象拠点の拡大を図り、対面やDVDによる動画提供も含め、教育機関側のニーズに応じたセミナーの実施に向けて積極的にアプローチを行い、拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、年金委員活動の活性化も、重要な課題の一つでございます。

具体的な施策については、年金局をはじめ関係機関等のご意見も賜りながら、検討を進めているところでございますが、先ずは年金委員の委嘱拡大に取り組み、その活動基盤の充実を図ってまいりたいと考えております。

当面の取組みとして、各年金事務所別に設定している本年度末までの委嘱拡大目標値を達成するよう、文書や電話による推薦要請活動を重点的に実施し、計画的に拡大を図っているところでございます。

また、今後、定期連絡会、年金委員研修等を軸とした情報共有や日本年金機構ホームページ等を活用した情報発信を強化し、年金委員の活動に必要な情報提供の充実を図ってまいります。

今後とも関係機関や年金委員の皆様との連携を密にし、年金制度の普及・啓発、理解の促進に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、今後、高齢化社会の進展により、更に地域の方々へのご案内やお手続きいただく際の支援が必要となるものと考えております。

その点からも地域の関係機関や年金委員の皆様との結びつきを更に強固なものとして、引き続きのご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

この後の議事にて、静岡県の実施状況の詳細をご報告申し上げますが、ぜひ忌憚のないご意見やご提案を賜りますようお願いを申し上げ、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

※事務局より、委員及び事務局職員の紹介

2. 議 事

(1) 静岡県地域年金事業運営調整会議設置要綱等の改正（案）

（事務局より、資料1 静岡県地域年金事業運営調整会議設置要綱及び同設置要綱の令和4年4月1日改正案について説明。）

（国京委員長）

静岡県地域年金事業運営調整会議設置要綱等の改正（案）についてご意見、ご質問がある方はT e a m s の画面の上のほうにある挙手ボタンを押していただき、私の方で指名をさせていただきますので、指名をされましたら、マイクミュートを解除してご発言をお願いします。基本的には、文言の修正、細則が要領に変わるという点、組織改編に伴う変更ということをご説明いただきました。ご意見等いかがでしょうか。

（委員より意見なし）

（国京委員長）

よろしいでしょうか。では、この点に関してはご意見がありませんようですので、静岡県地域年金事業運営調整会議設置要綱等の改正（案）については以上とさせていただきます。

(2) 令和3年度「地域年金展開事業」取組実績

（事務局より、資料3 令和3年度「地域年金展開事業」取組実績について説明。引き続き、浜松東、沼津、静岡各年金事務所より取組紹介。）

（国京委員長）

令和3年度「地域年金展開事業」取組実績および各事務所の取組事項の紹介についてご意見、ご質問がある方は画面右上の挙手ボタンを押していただき、こちらから指名させていただきますので、その際はマイクミュートを解除して発言をお願いいたします。何かご意見がありますでしょうか。

（本間委員）

多岐にわたる活動、コロナ禍で大変な中やっただいてありがとうございます。大学・専門学校・高等学校を対象としたセミナーについての話ですが、ご本人に対して制度を周知ということも大事だと思いますが、実際20歳になって本人

に国民年金加入の案内がきてもまだまだ理解できないことがあると思います。やはり親御さんの理解がどうしても必要になってくる面があると思います。特に、大学生になって住民票を移さず他県に行けば、親御さんの所に書類が届くこともあると思いますので、住民票ごと移しているのか住民票を残しているのかによって書類の届く場所が変わると、ご本人に対してもですが、親御さんに対しての周知が、若年層への周知においては大切だと思います。

早いのかもかもしれませんが、例えば、大学の入学オリエンテーションなどで親御さんと一緒に見ていただくような書類を大学を通じて配布するような活動ができればよいのではないかと思います。

(国京委員長)

その他、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

それでは、特に挙手がないようなので、令和3年度「地域年金展開事業」取組実績につきましては以上とさせていただきます。

(3) 令4年度「地域年金展開事業」事業計画(案)

(事務局より、資料4 令和4年度「地域年金展開事業」事業計画(案)について説明。)

(国京委員長)

令和4年度「地域年金展開事業」事業計画(案)についてご意見、ご質問がある方は挙手ボタンを押していただき、こちらから指名させていただきますので、マイクミュートを解除してご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

(海野委員)

浜松東・沼津・静岡年金事務所の取組みの中には他の事務所でもできるものが入っていると感じました。ぜひ、来年度のヒントにしながらPDCAを回して全事務所で取り組めるような状況を作っていただけたらいいのではないかと思います。

また、重点取組事項でオンラインビジネスモデルへの移行という話がありましたが、出張年金相談が数多く実施されているようですが、三島年金事務所管内の実施回数44、このところだけ他の事務所の平均人数を考えると10人超えるお客様を対応している、その上、伊豆半島全域をカバーしていることが見受けられます。ぜひ、オンラインビジネスモデルを構築する上では出張相談先の役所と関係を作り、ICTを活用した面談など相談体制を作っていくことが大切と感じました。

(須川所長)

浜松東・沼津・静岡年金事務所での取組みについては全拠点で進めていきたいと考えております。実際にできるかできないかは地域差があるのかも知れませんが、まずはやってみるということを進めていきたいと考えております。令和4年度、どこまでできるかはありますが、進めるということで回答させていただきます。

次にオンラインへの移行ということですが、今三島年金事務所のお話をいただいているところですが、三島年金事務所に関しては伊豆半島にお住まいの方々から事務所が遠いため以前から各市役所様の方でいろいろ受付・相談を含めて協力いただいている状況でした。そのような中でTVで年金相談を受けられないかという議論が本部でもあり、また事務所でもそのようにできないかという意見はありますが、実際オンラインによる年金相談については、現状、離島を中心に進められています。今のところ、三島、伊豆半島に関しては名前が挙がっておらず、現時点ではTVでの年金相談を実現するのは難しいと思います。

このご意見については、本部へあげさせていただいて、進めていきたいと考えております。

(国京委員長)

本部から対象とされなければ具体的に進めていけない事業もあると思いますが、これまで様々な事業を積み重ねてきているので、申請が必要な場合は本部に申請いただいて、ぜひ令和4年度も果敢に事業を進めていただきたいと思います。その他にご意見はいかがでしょうか。

(市川委員)

やはり納付率が低迷する若年者に対しての年金制度の周知、理解を深めることが長い目で見ても大事であります。参考資料にございますセミナーアンケート結果にもあるとおり、各高校でのセミナーの開催前と開催後では年金に対するイメージについて印象が良くなったと答えている人が倍増しております。年金制度の意義や仕組み、必要性を説明して、理解してもらえれば、若年層であっても年金が将来必要だと認識してもらうことができている状況だと思います。

また、詳しく説明してほしい内容をみますと将来の年金に対する不安があるように思いますが、この点に関しても、すべてではないと思いますが、多くの人の不安が払拭されているのではないかと思うところであります。

今後もセミナー・説明会・ホームページ等を通じて、ねんきんネットの利用促進、国民年金保険料納入方法、前納、付加年金、免除等、少しでも被保険者にとって為になる情報を提供していただき、若年層に目を向けさせる対策をとっていただきたいと思います。それが最終的には国民年金の納付率アップにつながっていくと思います。

また、ホームページの関係ですが、非常に日本年金機構ホームページが充実してきていると感じます。以前の日本年金機構ホームページは文字が多く、分かり

づらい部分も若干あったわけですが、去年の9月のリニューアル後は形も整備され、見やすく、分かりやすくなりました。また、動画による制度案内等広報面も非常に充実されています。今後も、コロナ禍において対面によるセミナーや説明会の開催が厳しい状況が続くと思われますので、とくに若年層の方に対しては年金制度の周知、保険料納付率のアップに向け広報部門の重要な一つの方法としてよく整った日本年金機構ホームページを充実させていただきたいと思います。

また、11月に大道芸ワールドカップ IN 静岡における年金制度周知が予定されているとあります。コロナ禍において大道芸ワールドカップ自体が開催されるか不透明ではありますが、この取り組みは静岡県の独自の取組であり、お家芸であると思うので、開催の折は若年層からお年寄りまで年金制度をPRいただきたいと思います。また、年金事務所の存在を知っていただく絶好の機会でもあると思います。貴重な機会を有効に活用すべく、職員全体で年金制度等の方法について知恵を出し合いながらいい場にしていただきたいと思います。応援しております。

(須川所長)

若年層への理解を深めるためにセミナー含めて積極的に活動していきたいと思っております。アンケートの感想では「年金を知らなかった」「年金を納めようと思う」「学生納付特例制度を利用します」等色々なご意見をいただいていることから、年金セミナーを丁寧に行っていくことが制度を底上げ・定着させる一つの方法だと思いますので、引き続き各学校等と協力しながら進めていきたいと思っております。

また、日本年金機構ホームページについてはお褒めいただきありがとうございます。今後もより充実させるようこちらから本部の担当にお話しをさせていただきます。

最後に、大道芸ワールドカップにつきましては、来年度どういう風な形で開催されるか不透明ではありますが、開催されるのであれば大会事務局へ参加の意思を伝えたいと考えております。その中で何ができるか検討していきたいと思っております。

(藤井部長)

セミナーに関してご指摘をいただきました。ありがとうございます。

昨年20歳の適用に関して職権適用に移行してきております。日本年金機構全体としては20歳の納付率が非常に上がってきております。次の段階ですが、若い方に対していかに制度を説明して理解していただくかが重要になっていくと思います。その辺を具体化していく必要があると思っておりますが、現在、沖縄県において20歳の方を対象にしたセミナーを開催していると聞いておりますので、データ取りをした上で、今後本部としても全国展開を検討していると聞いておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

いました。

(須川所長)

追加ですみません。実は、年金事務所でも20歳の方に制度説明のご案内をさせていただいております。希望があれば、土曜日に来ていただいといるところなのですが、今まで2人くらいしか、申し込みがないというような状況です。今までであれば、区役所の窓口の方へきていただいといる窓口の方でしっかりと年金制度について説明をしていただいといる学生納付特例制度、免除を含めて説明をしていただいといるところが少し弱くなっているのかなと感じてるところです。今までの区役所でやっていただいといることと同じようなことが今できないな自主的な納付・免除というところに委ねてしまっているというところが個人的な意見を含めて、感じてるところです。

(国京委員)

貴重なご意見をいただいといるところはありますが、終了の時間が迫ってきておりますので、議題4の意見交換と併せてこれまでのところで何かご意見のある方、ご意見をいただきたいと思いといます。

(4) 「意見交換」

(星屋委員)

3点ほど報告、説明をさせていただきたいと思いといます。

まず第1点ですけれども、協会は昨年度県下5か所において年金受給説明会を開催することとしました。この会は社会保険協会と各地区の年金事務所の協力のもと計画し、内容は「年金請求の事務手続き」をテーマとしました。残念ながら清水と富士ではコロナ禍の影響を受けて中止に迫り込まれました。この地区の方々には当日使う資料の郵送にて対応をしました。各地区においてそれぞれ十数名の参加となり、この会の意義について理解していただけたらありがたいと思いといます。

2点目ですが、富士市の各家庭に回覧する回覧版に年金関係の資料を含めてもらえるようになりました。これは富士年金事務所と富士市の保険年金課の連携が大きく、具体的には「年金予約相談」のパンフで、このように（実物を示しながら）右側に「回覧」と印がされております。回覧ということ考えると年金制度の地域への浸透、さらには地域との連携という意味での確な取り組みと感じます。このような取り組みが広がっていけばよいと思いといます。

そして最後にもう1点。年金協会の活動にかかる報告になりますが、令和4年度の年金額が0.4%ほどダウンするという形ですが、全国組織である全年連では人生100年の時代を迎えて年金医療、介護全般に渡ってすべての世代が安心して生きることが出来る持続可能な社会保障制度を確立するということをテーマとし、毎年、陳情し署名を与えてきたところであります。令和3年度は総選挙の

後、内閣改造により静岡県４区選出の深澤陽一議員が厚生労働省の大臣政務官、年金担当となり、先ほどのテーマを含めた陳情を行い、大変ご理解をいただいたと思っております。併せて厚生労働省の高橋年金局長並びに宮本年金審議官にもお会いし、陳情し懇談をしたところでもあります。私どもの活動をご理解いただき、高橋年金局長からは年金に関するこれからの取組について説明いただいたところでもあります。

そして最後に、全年連の顧問として元厚生労働大臣の尾辻秀久参議院議員が参加いただいているわけですが、尾辻議員にもお会いしまして当日の陳情内容の説明と同時にこれからの協力をお願いしました。このような活動を年金協会は重ねており、ぜひご理解を賜りたいと思います。

(田邊委員)

沼津年金事務所が行っている特別支援学校への取組みについてですが、市町では２０歳前障害にかかる障害基礎年金の請求を受け付けるケースが多いのですが、その場合、職員もいろいろな知識をもって対応しております。こういった特別支援学校で事前に父兄に対して制度説明を行っていただいていると、実際に窓口で受け付ける際に、市町の職員もスムーズに請求の受付ができると思います。ぜひこちらの取組については静岡県下全年金事務所でやっていただけると非常にありがたいと思います。

もう１点ですが、オンラインビジネスモデルの推進を令和４年度の重点取組みとして掲げていますが、市町においてもマイナンバーカードを積極的に取得してもらおうと取組みを行っております。マイナンバーをもつ利点として、マイナポータル経由の「ねんきんネット」の利用が挙げられると思うので、チラシ等をお渡しして積極的に周知させていただいております。

また、令和４年度については国民年金保険料の免除申請がオンライン申請でできるようになるかというところだと思うので、そういったところもメリットとして年金事務所と協力してＰＲに取り組んでいきたいと考えています。

(須川所長)

まず、星屋委員からいただきました年金受給者説明会については、年金事務所として協力させていただきます。年金の手続きに関する説明会はこちらからも積極的に行っていきたいと思っております。引き続きご協力をお願いいたします。

また、富士市の回覧板についても市役所の協力のもと行ったと聞いています。これについても拡大を行いたい、なかなかハードルが高いところがあると思います。しかし、年金制度を理解いただくには非常に有効な手段と考えるので、各所実施に向けて取り組んでいきたいと思っております。

田邊委員からいただきました特別支援学校についてもまず、全所で対応させていただくということで進めさせていただきます。

また、マイナンバーカード経由のねんきんネットの利用については、私どもとしても力をいれておりまして、これをしていただくことによってご自身のねんきんの加入履歴とか、将来の年金の見込み額とか、源泉徴収票の再発行ができたりするので積極的にPRしていきたいと思います。

また、免除に関しても今後オンラインにより簡単に手続きできるようになることから、マイナポータル経由のねんきんネット利用を市役所様と連携しながら各所進めていきたいので、皆様におきまして、ぜひねんきんネットの利用をお願いしたいと思います。

(若山委員)

社会保険委員会最大の懸案事項でありました、職域型の年金委員の数が下げ止まってここでプラスに転じたことに感謝しています。社会保険委員会活動を行うにあたってどうしても年金委員の減少が一番困りますので、ぜひ令和4年度も重点項目として取り組んでいただきたいと思います。

(櫻田委員)

地域連携事業も件数が伸びているということで、来年度も大幅には内容は変わらないと思いますが、引き続き件数の増加を目指して頑張りたいと思います。

(須川所長)

令和4年度についても、積極的に委員の拡大については進めていきたいと考えておりますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。

また、今後も地域年金展開事業につきましては1件でも多く、多くの方に正しい年金制度を知っていただくために進めていきたいと思います。その点についても引き続きご指導いただけたらと思います。

また、最初に社労士の本間委員からいただいたご意見についてですが、親御さんへの周知についても各大学等に相談しながら、この4月は難しいかもしれませんが、いろんなご意見をいただきながら進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(国京委員)

各委員からいただきましたご意見については事務局について今後の事業に活用していただきますようお願いいたします。

3. 閉会の挨拶

(須川所長)

本日はありがとうございました。

本日いただきましたご意見については今後の事業につなげていきたいと思
います。今後ともご指導・ご意見をいただければと思います。
また、今回「わたしと年金」エッセイも配布していますのでぜひ目を通して
いただけたらと思います。本日はお忙しい中ありがとうございました。

(閉会)